

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書の変更について（概要）

1. 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第 号）の施行に伴う所要の整備を行うこと。

2. 施行期日

この業務方法書の変更は、平成23年4月1日から施行すること。